

視聴履歴等の取扱いに係る検討  
に対する御意見について  
(3. 匿名加工情報の取扱い 関連)

---

平成29年6月7日

事務局

	御意見の内容	本WGの考え方
<p>(一社) 衛星放送協会</p>	<p>1. 匿名加工情報について、資料7-6 P4.P5.において、視聴履歴の加工方法が(長期間の履歴)(限定された履歴)に分類されました。                      (長期間の履歴)では、視聴開始時刻/終了時刻の削除、番組名の置換えが示されていますが、これは匿名加工情報の利用価値を大きく損なう可能性もあります。                      個人の特定を避ける目的であることは十分理解いたしておりますが、その方法について一元的に限定するのではなく「削除するなど」や「削除が望ましい」など用途に合わせた柔軟性を持たせつつ、個人情報の特定させない加工方法を希望いたします。</p> <p>2. 同じく資料7-6 P3.において、生年月日の加工が10歳刻みの7つの年代に指定されているとも読み取れます。これらはあくまでも一例とすることで、匿名加工情報の利用目的に合わせ、個人情報を特定させない加工方法を前提に年代の刻み方などは他の加工方法も認めるなど用途に合わせた柔軟性を持たせることを希望いたします。</p>	<p>・ 御指摘のとおり、資料中で示した加工方法は、あくまで基本的な考え方に沿って提示する一般的な加工の例示です。御懸念を踏まえ、同資料P3の「3. 視聴履歴の加工の方向性」に次の追記を行うこととします。</p> <p>「加工例は、視聴関連個人情報の匿名加工情報の具体的な利用目的や、当該匿名加工情報を提供する相手方(需要者)の事業の形態、保有する情報等を特定することなく、あくまで基本的な考え方に沿って提示する一般的な加工の例示であり、次のとおり加工すれば十分であることを意味するものでもなければ、これに縛られるものでもない。」</p> <p>「実際にどの情報の項目をどこまで加工するかということについては、上記のような具体的な利用目的、需要者の事業形態、ニーズ等を踏まえつつ、データベースに含まれる情報の項目やレコードの数等に応じて判断することが適当であることから、具体的なユースケース毎に、認定個人情報保護団体において検討し、適切な自主ルールを定めることが望ましい。【事務局レポート4.3.2(p33)】関連」</p>
<p>(一社) 日本ケーブルテレビ連盟</p>	<p>_視聴者プライバシー保護WG(第7回)において構成員からも意見がありましたが、視聴開始・終了時間や年代、住所等の“丸め”については、過度に行うことになれば、利用の可能性(データの価値)を狭めてしてしまう恐れがある。個人の特定につながらないレコード数が重要であって、「望ましい加工方法の例」が、“望ましい”という言葉により推奨の丸めとして一人歩きすることがないようお願いします。</p>	

	御意見の内容	本WGの考え方
<p>(一社) 電子情報 技術産業 協会</p>	<p>＜第7回WG資料 該当箇所＞P2～6 3-1～3-3</p> <p>＜意見1＞ 前提として、「匿名加工情報に求められる『特定の個人を識別することができない』という要件は、あらゆる手法によって特定することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者が通常の方法により特定できないような状態にすることを求めるものである」(事務局レポート3.2.1(p11))ことを確認的に明記していただきたい。</p> <p>また、加工例について「加工例はあくまで基本的な考え方に沿った一般的な加工の例示であり、次のとおり加工すれば十分であることを意味するものでもなければ、これに縛られるものでもない。実際にどの情報の項目をどこまで加工するかということについては、業種やビジネスの業態、需要者のニーズ等を踏まえつつ、データベースに含まれる情報の項目やレコードの数等に応じて判断することが適当」(事務局レポート4.3.2(p33))であることもあわせて記載いただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 御指摘を踏まえ、事務局レポートから該当箇所を抜粋し、文章を調整の上で、同資料P2の「1. 視聴履歴の匿名加工情報の作成等」に次の追記を行うこととします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 匿名加工情報に求められる「特定の個人を識別することができない」「当該個人情報を復元できないようにしたもの」とは、あらゆる手法によって特定することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者が通常の方法により個人を特定できず、かつ、個人情報を復元できないような状態にすることを求めるものである。【事務局レポート3.2.1(p11)関連】</li> </ul> </li> <li>• 御指摘を踏まえ、事務局レポートから該当箇所を抜粋し、文章を調整の上で、同資料P3の「3. 視聴履歴の加工の方向性」に次のとおり追記すると共に、認定個人情報保護団体における自主ルールの策定が事務局レポートで求められていることを併せて明記します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ なお、加工例は、視聴関連個人情報の匿名加工情報の具体的な利用目的や、当該匿名加工情報を提供する相手方(需要者)の事業の形態、保有する情報等を特定することなく、あくまで基本的な考え方に沿って提示する一般的な加工の例示であり、次のとおり加工すれば十分であることを意味するものでもなければ、これに縛られるものでもない。 実際にどの情報の項目をどこまで加工するかということについては、上記のような具体的な利用目的、需要者の事業形態、ニーズ等を踏まえつつ、データベースに含まれる情報の項目やレコードの数等に応じて判断することが適当であることから、具体的なユースケース毎に、認定個人情報保護団体において検討し、適切な自主ルールを定めることが望ましい。【事務局レポート4.3.2(p33)関連】</li> </ul> </li> </ul>

	御意見の内容	本WGの考え方
(一社) 電子情報 技術産業 協会 (つづき)	<p>           &lt;第7回WG資料 該当箇所&gt;P2 3-1            詳細な時刻情報を伴った視聴履歴は、他の情報と照合されることがあり、個人の特定につながるリスクがある。このため、詳細な時刻は丸めたり誤差を入れることが望ましい。  <b>【事務局レポート4.1.5.2(p27)】</b> </p> <p> <b>&lt;意見2&gt;</b>            匿名加工情報においては詳細時刻情報を丸めるという考え方は再考いただきたい。            匿名加工情報の利便性と個人情報保護のバランスを鑑みて、提供先での再識別のリスクは、法的に禁じることをもって十分とすると考えることはできないか。         </p> <p> <b>&lt;補足&gt;</b>            事務局レポートp27の記述は            -----            詳細な時刻情報は、位置や場所を表す情報とセットになることで、異なるデータセット間における共通の識別子として機能し得る。            -----            と「位置や場所」とのセットを限定した記述になっている。            位置データと時刻によって個人特定可能性が高まることは一般的に理解できることだが「視聴履歴」がその位置情報と同じ情報の扱いを受け、求められる加工が「詳細な時刻情報を丸めるべし」という主張の論拠になっていることに違和感を感じる。            位置データと時刻の組み合わせから推測される行動パターン(特定の店に特定の時間帯立ち寄るなど)は、外部観測性があるケースが多いことから、個人の特定につながる可能性が高いと一般に理解されるところであるが、「視聴履歴」を詳細に特定・蓄積したところで、外部観測性はないため、個人の特定につながるリスクが一般にありうるかには疑問がある。            (次頁に続く)         </p>	<p>           ・ 視聴履歴について、詳細時刻情報を丸める、あるいは誤差を入れる等の加工を提案しているのは、詳細な時刻情報の付加された視聴履歴そのものが一意性を有し、「異なるデータセット間における共通の識別子として機能し得る。」(事務局レポート27頁 下から2段目)性格を有することが理由です。そのため、当該加工は事務局レポートの要請を踏まえる上で必要な措置として、原案のままとさせていただきます。         </p> <p>           資料中の御指摘部分の事務局レポートの時刻に関する記述は、移動履歴に正確な時刻情報が含まれている場合、別に店舗情報(及び日時)を含む購買履歴を保有している者は、移動履歴と購買履歴を照合することにより、時刻情報を共通の識別子として同一人物の同定を行うことができることを示す目的で記述したもので、位置情報に関して、当該情報の本人の行動を外部から直接観察ができるか否かを判断基準としていることを解説し、その点から問題が生じ得ることを指摘したものではありません。         </p> <p>           また、前回WG資料の加工方法に関して、「丸め(ラウンディング)や、ノイズ(誤差)付加を行う」としたのは、詳細な時刻が含まれている視聴履歴に関する匿名加工情報は、一意な情報となり、他の者が保有する視聴履歴と照合し得るリスクを考慮して求めたものです。詳細な履歴が一意となり得ることは、事務局レポートのP27 4.1.5.2の【位置情報(移動履歴)について】において、「移動履歴は長くなるほど他人と重複する可能性が低く、一意な情報となる」ことが指摘されています。            (次頁に続く)         </p>

	御意見の内容	本WGの考え方
<p>(一社) 電子情報 技術産業 協会 (つづき)</p>	<p>(前頁からの続き)</p> <p>一般に単独では個人特定のリスクが低いとされる購買履歴との比較でも、購買履歴は店舗で調査対象者の後ろに立てば何を買ったかを把握することは可能であるのに対し、視聴履歴は調査対象者の家でTVを監視する必要があるため、少なくとも購買履歴より視聴履歴は個人特定性のリスクが低いといえるのではないか。</p> <p>個人特定につながる可能性がある事例としては、有料放送事業者に匿名加工情報が流通し、再識別されるケースが考えられるが、再識別を試みること自体が法で禁じられている。</p>	<p>(前頁からの続き)</p> <p>なお、加工方法中で、事務局レポートの当該箇所を引用しているのは、視聴履歴そのものについての直接的なユースケースが事務局レポートにはないものの、履歴の有する一意性により発生する識別のリスクに係る指摘を示すものとして、当該箇所を明記したものです。したがって、視聴履歴と「位置情報や場所」のセットの例を比較する意図はなく、またそれぞれ異なる背景を持つ個人情報であることから、単純な比較は適当ではないと考えております。</p> <p>さらに「視聴履歴」は世帯の視聴契約者等の特定の個人に紐付く個人情報であることを前提としており、実際に世帯の中の誰が視聴しているかは問わないことから明らかなように、外部観測性の有無でその取扱いが異なるものでないため、外部観測性についてのご指摘は当てはまらないと考えます。</p> <p>また、法令で匿名加工情報について「一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者が通常の方法により特定できないような状態にすることを求める」という規律を課した上で、さらに再識別の禁止を課しているものであって、法で再識別が禁止されていることをもって加工方法の基準を緩和することは、制度趣旨に照らすと適切とはいえないと考えております。</p>

	御意見の内容	本WGの考え方
(一社) 電子情報 技術産業 協会 (つづき)	<p>             &lt;第7回WG資料 該当箇所&gt;P2 3-1              ③ 視聴履歴の期間が長いほど、その情報は一意となり得、その一意性から直ちに個人を特定することができないとしても個人が推測できる可能性がある。長期にわたる履歴を扱う場合、詳細な時刻や番組名などを適切に加工することが望ましい。【事務局レポート4.2(p28)】           </p> <p>             &lt;意見3&gt;              長期間の履歴の詳細時刻削除において「元の個人情報への復元性」が論点であるならば「削除する」ではなく一定の分布に従った乱数的な数値等(秒単位レベル以下)を付加するノイズ付加をすれば問題ないのではないか。または、匿名加工情報の利便性と個人情報保護のバランスを鑑みて、提供先での再識別のリスクは、法的に禁じることをもって十分とすると考えることはできないか。           </p> <p>             &lt;補足&gt;              事務局レポートp28の記述は              -----              その蓄積量によって特定個人の識別性や元の個人情報への復元性に影響するかどうかを検討することが望ましい。              -----              であって「個人の特定」が検討事項でありこの記述の「個人の推測」が論点ではない認識。              (意見2)と同様に、番組視聴には外部観測性がないのに「個人の推測」が匿名加工情報の論点になっていることに違和感を感じる。              視聴履歴が蓄積されたところで、一般に個人特定のリスクがあがるとは考えにくい。異なるデータ間の照合性を技術的になくすことが最優先なのであれば、匿名加工情報の利用範囲は著しく制限されることになる。           </p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>匿名加工に当たり論点となるのは、「元の個人情報への復元性」だけではなく、「一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者が通常の方法により特定できないような状態にする」ことも必要とされていることから、視聴履歴の期間が長いほど、その情報は一意となり得るという視聴履歴の特性と視聴履歴を取り巻く現状を踏まえ、その一意性から直ちに個人を特定することができないとしても配慮が望ましいとしたところです。</li> <li>法的に再識別が禁止されていることにより、制度的な対処が要らないのではないかと御指摘については、意見2への回答のとおり、制度趣旨に照らすと適切とはいえないと考えております。</li> </ul>

	御意見の内容	本WGの考え方
<p>(一社) 電子情報 技術産業 協会 (つづき)</p>	<p>(前頁からの続き) また、番組名まで丸めてしまうと、一般的な番組分析(Aの番組をよく見る人はBの番組も好む可能性が高いという推定)が全くできなくなり、TV視聴時間程度しか情報が残らなくなる。ジャンルに置き換えるにしても、放送波で送信されているジャンルは嗜好分析をするには粒度が荒く、かといって独自でジャンルタグをつけるとなると、各番組へのジャンルの付与作業が発生する上に、利用目的に応じて求められるジャンルのくくり方が異なる(例:自動車を扱った番組かどうか/泣ける番組かどうか)ため、データ作成費用が高コストになる。</p>	

	御意見の内容	本WGの考え方
<p>(一社) 電子情報 技術産業 協会 (つづき)</p>	<p>&lt;第7回WG資料 該当箇所&gt;P2~6 3-1~3-3</p> <p>&lt;意見4&gt; 事務局レポート4.2.2(p29~30)では③関係の近い者のみが知り得る情報(例:SNSに掲載された情報のうち公開制限があるもの等)については、「一部の関係者のみが知り得る情報であり、一般人や一般的事業者を基準として入手容易とは言い難いと考えられる」としている。「照合が容易で一般的に入手しうる「他の情報」はないという認識だが、3-1~3-3で想定した「他の情報」とは、具体的にどのような情報を想定しているのか示していただけませんか。また、照合が容易な情報なのか、一般的に入手しうる情報なのかも合わせて示していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>照合が容易で、かつ、放送業界において一般的事業者が入手可能な情報としては、有料放送事業者等において取得する視聴履歴を想定しています。</li> </ul> <p>なお、視聴履歴は事業者が放送受信者等から取得するものである以上、事務局レポート4.2.2③の放送受信者等と『関係が近い者』のみが知り得る情報には該当しないものと考えています。</p> <p>旧法制下では、視聴履歴の利活用が基本的に認められていなかったことから、現時点で視聴履歴を保有する事業者数自体は限定的であるとは考えられるものの、今後、プラットフォームとコンテンツ提供者、スポンサーとの間での共有が進めば、放送業界においては事務局レポート4.2.2②の「多数の事業者がユーザー登録等により取得している情報」にむしろ近い形態になることが想定されます。</p> <p>この場合、前出③の「関係が近い者のみが知り得る情報」の例にある「SNSの非公開情報」のようなユーザーが開示範囲を自身で管理しうる関係性の中で流通するものとはならず、商取引に基づいて流通する前出②の情報に準ずるものとして扱うことが適当と考えております。少なくとも、視聴履歴は放送業界の一般的事業者を基準として入手困難な情報とは言いがたいものと考えております。</p> <p>なお、詳細な時刻情報のみならず、連続的な視聴履歴であって番組名の記載があるものは、情報の項目とそれに対応する記述等が整理されることが想定され、機械的なマッチングがしやすい情報として取り扱う必要が生じるのではないかと考えております。(事務局レポート29-30頁関連)</p>



	御意見の内容	本WGの考え方
<p>(一社) 電子情報 技術産業 協会 (つづき)</p>	<p>＜第7回WG資料 該当箇所＞P4、5 3-2表内の記述 提供先が、一部重複する視聴履歴を保有している場合の ほか、詳細な時刻情報が付与されている非特定視聴履歴 を保有している場合等も、照合されるリスクが高まる。</p> <p>＜意見5＞ この記述を削除していただきたい。</p> <p>＜補足＞ 「照合」とは資料7-5の森弁護士説明資料にあるとおり</p> <hr/> <p>本人を識別するために、匿名加工情報を他の情報と照合し てはならない</p> <hr/> <p>と本人、つまり個人特定を問題としている理解。 この記述では個人情報を含む非特定視聴履歴を言 及しているが個人情報をもっていない非特定視聴履歴保有 の提供先において個人特定は不可能なため、これを禁ずる ことは、個人情報保護法の範囲を超えた規制といえるので はないか。 匿名加工情報の取扱いの基準は、あくまでも個人特定性 により判断されるべきで、視聴履歴が放送由来であることを もって特殊な扱いを受けるには適さないと考える。 さらに、この照合という言葉は「個人を特定する」という意味 合いを逸脱しAのデータ列とBのデータ列を突き合わせる、と いった「分析/解析」の意味合いにも受け取れる。 このように「照合すなわち悪」というような記述はIoT利活用 を検討するにあたって重要な「分析/解析」の活動を委縮さ せかねない。例えば、広告分野でのパーソナルデータの統 合プラットフォームであるDMPを用いたビジネス自体に影響を 及ぼしかねない。 放送分野の議論の中だけで、このリスクの低減を求めるこ とは、スコープ外と思われるためこの記述を削除していただ きたい。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御指摘を踏まえ、非特定視聴履歴を保有している場合につ いては削除しますが、提供先が「一部重複する視聴履歴を保 有している場合」は当該重複部分の視聴履歴に基づき識別す るのみならず、個人の特定に繋がる可能性を指摘したものと して必要な記述と考えることから、原案のままとします。</li> </ul> <p>なお、「一部重複する視聴履歴」が③ではなく②に該当する と考えられる点については、上記3への回答のとおりです。</p>

	御意見の内容	本WGの考え方
(一社) 電子情報 技術産業 協会 (つづき)	<p>(前頁からの続き)</p> <p>なお、事務局レポート4.2.2(p29)では「他の情報を参照することによる識別の可能性について」として、「一般人や一般的な事業者の通常的能力や取り得る手法等を基準」として『『入手し得る情報の種類』と『情報のマッチングのしやすさ』の観点から考えることができる」とし、「入手し得る情報の種類」を、「①一般に広く公開、市販されている情報(例:電話帳) ②多数の事業者がユーザー登録等により取得している情報(例:電子メールアドレス、電話番号等) ③関係の近い者のみが知り得る情報(例:SNSに掲載された情報のうち公開制限があるもの等)」と分類している。そして、「入手し得る情報の種類のうち、①や②については入手が容易と考えられる一方、③については、一部の関係者のみが知り得る情報であり、一般人や一般的な事業者を基準として入手容易とは言い難いと考えられる」としている。</p> <p>ここで、「一部重複する視聴履歴」や「詳細な時刻情報が付与されている非特定視聴履歴」は、①②ではなく③に該当すると考えられ、事務局レポートの考え方と矛盾している。</p> <p>この点と、再照合が禁止されていることとあわせ考えれば、該当の記載は不要と考えられる。</p>	

	御意見の内容	本WGの考え方
<p>(一社) 電子情報 技術産業 協会 (つづき)</p>	<p>&lt;第7回WG資料 該当箇所&gt;P6          ※事前の同意については、利用規約などによる包括同意でも構わないが、本人が同意に係る判断を行うために必要な情報として「〇〇社のテレビ受信機により取得される視聴データ」等、社名と製品名を明示しなければならない。【GL第35条第1項解説】</p> <p>&lt;意見6&gt;          この記述を削除していただきたい。または、「放送の受信に使用している機器より取得される視聴データ」のように社名や製品名までは要求しない書き方に改めて頂きたい。</p> <p>&lt;補足&gt;          ・非特定視聴履歴についてあたかもTVメーカーだけが取得しているかのような印象を受けるが、放送事業者やwebサービス事業者等さまざまな企業が取得することがありえるので、書き方が適切ではない          ・1つのメーカーにおいても取得している機器いない機器、また取得している条件等異なり それを書き分けるのは現実的ではない。          ・利用規約の明示時に他社名を直接言及することは、取り引き関係がすでにあり、それが永続的な関係になることが保障されているような状況ではないと難しく、ビジネス上現実的ではない。例えば、A放送事業者が将来の取得の可能性を考慮して、可能性のあるAA社BB社CC社・・と列挙して利用規約に記述する場合、記述される側としては事実ではなくユーザー誤認を受ける可能性があるため望ましくない。一方、その記述がないと提供してはならないということでは、提供・受領することが不可能であり、企業名の言及は情報の流通を禁止していることと同じ意味になりかねない。</p> <p>(次頁に続く)</p>	<p>本WGの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放送受信者等において、自らの受信機で取得された非特定視聴履歴が他事業者に提供されることにより、個人情報である視聴履歴が取得されるということが、明示的に分かることは、同意の前提としてGL上不可欠であると考えます。新制度下では個社名が記載できない場合には、約款による包括同意ではなく個別同意で取得すれば足りるものとしています。このため、御指摘を踏まえ、次のとおり、記載を修正します。</li> </ul> <p>「利用規約などによる包括同意で行うか否かに関わらず、事前の同意については、本人が同意に係る判断を行うために必要な情報として、保有する機器が個人情報の取得の対象か否かについて判断できるようにした上で、取得することが必要である。」</p>

	御意見の内容	本WGの考え方
(一社) 電子情報 技術産業 協会 (つづき)	(前頁からの続き) ・「本人が同意に係る判断を行うため」という主旨であるならば「放送受信に利用している機器の企業から情報受領し個人情報として取扱う場合がある」といった書き方で理解できるのではないか。 ・GL4条2項の解説において「例えば、「全ての衛星基幹放送事業者」といったような」という事例があり、個人情報を第三者提供する場合においても企業名の言及は必要とされていないことがわかるが、非特定視聴履歴は「個人情報ではない情報」であり、一般的な情報と照合し個人を特定できるものでもない。受領側が企業名を言及しなければいけないといった、個人情報以上の厳格な言及を求められることに違和感を感じる。	

	御意見の内容	本WGの考え方
日本放送協会	<p>5月11日のWGでの議論の際にもご指摘がありましたように、放送事業者が匿名加工情報を取り扱う場合としては、大きく分けて、1)第三者提供する、2)放送事業者が自らの事業の中で取り扱う、が挙げられます。資料7ー6において、2ページの「視聴履歴の匿名加工情報の作成方法」、3ページの「視聴履歴の加工の方向性①個人属性情報の加工」は第三者提供の有無に関わらず、匿名加工情報を取り扱う際の基本的なルール(のたたき台)と理解できます。</p> <p>一方、4ページと5ページの「視聴履歴の加工の方向性②視聴履歴の加工(長期間の履歴)、③視聴履歴の加工(限定された履歴)」では、冒頭で「視聴履歴の加工に当たっては、利用したいデータ項目や利用目的を踏まえ、適切な加工手法を選択する必要がある」との記述があるものの、事例として示されているのは何れも第三者提供する場合です。この記載の仕方ですと、放送事業者が自らの事業の中で匿名加工情報を取り扱う場合、例えば番組内容の向上や視聴者の視聴傾向の分析に匿名加工情報を用いようとする場合においても、視聴開始・終了時刻を削除する等の加工を行う必要があるようにも受け止められかねません。従って、現在の4ページと5ページは作成した匿名加工情報を第三者提供する場合に限った留意点であることを明確にさせていただくこと、そして、第三者提供せずに自ら用いる場合の留意点を別建てで記載させていただくことを希望します。もちろん、放送事業者が第三者提供を目的とせずに自らの事業の中で匿名加工情報を取り扱う場合であっても、個人情報保護法や施行令、それに共通ガイドライン、放送分野ガイドラインに従う必要があり、具体的には識別行為の禁止や安全管理措置の実施等を義務付けられていることは理解しています。</p> <p>さらに、放送事業者が、匿名加工情報としてではなく、安全管理措置のために何らかの形で匿名化(名前を削るなど)した視聴履歴を、自らの事業のために取り扱う場合も想定できます。 (次頁に続く)</p>	<p>御指摘を踏まえ、同資料P2の「1. 視聴履歴の匿名加工情報の作成等」に安全管理措置に係る注書きを、また、同資料P3の「3. 視聴履歴の加工の方向性」に二次流通を前提とせず、特定の第三者に提供することを前提とした規律であること、今後のルールは具体的なユースケース毎に、認定個人情報保護団体において検討し、適切な自主ルールを定めることが望ましいことを明記します。具体的には次のとおりです。</p> <p>※ <b>安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除(又は他の記述等に置き換え)した上で、引き続き個人情報として取り扱う場合、あるいは統計情報を作成するために個人情報を加工する場合等については、法第36条第1項における匿名加工情報の作成に当たらず、本章の対象にもならない。【委員会ガイドライン 匿名加工情報編 3-2 (※2)関連】</b></p> <p>◆ <b>視聴履歴を含む視聴関連個人情報を加工して匿名加工受信者情報を作成する場合について、一般的なデータの事例とユースケースと加工の方向性を記載する。具体的には、二次流通を前提とせず、特定の第三者に提供することを前提に、契約者情報と視聴履歴が契約者IDで紐付けされている事例とその一般的なユースケースを想定する。</b></p> <p>◆ <b>なお、加工例は、視聴関連個人情報の匿名加工情報の具体的な利用目的や、当該匿名加工情報を提供する相手方(需要者)の事業の形態、保有する情報等を特定することなく、あくまで基本的な考え方に沿って提示する一般的な加工の例示であり、次のとおり加工すれば十分であることを意味するものでもなければ、これに縛られるものでもない。</b>  <b>実際にどの情報の項目をどこまで加工するかということについては、上記のような具体的な利用目的、需要者の事業形態、ニーズ等を踏まえつつ、データベースに含まれる情報の項目やレコードの数等に応じて判断することが適当であることから、具体的なユースケース毎に、認定個人情報保護団体において検討し、適切な自主ルールを定めることが望ましい。【事務局レポート4.3.2(p33)関連】</b></p>

	御意見の内容	本WGの考え方
日本放送協会 (つづき)	<p>(前頁からの続き)</p> <p>こういう場合は、視聴履歴は個人情報として取り扱うこととなりますので、そもそも、今回意見を求められている資料7-6の対象ではないことも合わせて明確にさせていただくことを希望します。</p> <p>何れにせよ、匿名加工情報を何の業務の中でどのように使うのか、そもそもどのようなニーズがあるのかはまだ具体的に見えてきていない段階です。しかし、パーソナルデータの利活用の促進という改正個人情報保護法の趣旨を踏まえた円滑な匿名加工情報の流通が行われるようなルールの設定が望ましく、今後、NHKを始めそれぞれの放送事業者や放送分野における認定個人情報保護団体において、検討が進められるべきと考えます。</p>	